

(続紙 1)

京都大学	博士（ 人間・環境学 ）	氏名	施 君菲
論文題目	日本における夫婦同姓の歴史社会学		
（論文内容の要旨） 本論文は、日本における夫婦同姓制度を対象とし、その明治期における成立過程と社会的受容、さらに戦後に至るまで制度が維持されてきた社会的・歴史的条件を、歴史社会学の視点から明らかにすることを目的としたものである。 1970年代以降、日本社会では選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる議論が継続しているが、既存研究の多くは現代的争点の分析に重点を置き、夫婦同姓制度そのものがいかなる歴史的文脈の下で成立し、なぜ今日まで存続してきたのかについては、十分に検討されてこなかった。本論文は、このような先行研究の限界を踏まえ、歴史社会学の視点から、「明治政府はなぜ夫婦同姓制度を規定したのか」「明治社会における夫婦同姓文化の受容の実態はどのようなものだったのか」「戦後における夫婦同姓制度の法的存続はどのようにして生じたのか」という3つの問いに取り組んだ。 第1部では、問題設定と先行研究の整理を行い、日本における姓氏制度の歴史的展開を概観した上で、東アジアにおける近代国民国家建設と姓氏制度の創設との関連を検討した。これにより、夫婦同姓制度が日本固有の伝統として自明視できないこと、また近代国家形成という政治的要請と密接に結びついていたことを確認した。 第2部では、明治政府の成立初期から明治民法の公布に至るまでの間における夫婦の姓に関する法令の変遷を整理した上で、法典調査会および帝国議会衆議院法例修正案外四件審査特別委員の議論を検討した結果として、次のような結論に至った。すなわち、明治政府が西欧諸国との不平等条約の改正を目指すという時代的文脈の下で、夫婦同姓という形式そのものは西洋社会の影響を受け、また西欧先進国の婚姻規範によってその正当性が支えられていた。同時に、その後の旧民法および明治民法においては、江戸時代末期に日本中に普遍化した「家規範」を「家制度」に転換し、そして、夫婦同姓を日本固有の「家規範」および新しく制度化された「家制度」と結合させるとともに、明治時代以降成文化した夫婦同姓形式に「伝統」（慣習）という正当性を付与することにより、夫婦同姓制度が短期間のうちに創出され、定着した。以上の分析から明らかになったように、夫婦同姓は西洋化、脱中国化と「近代日本」という国民的アイデンティティを構築するための装置として位置づけたところにこそ、明治政府の真意があったと言えるだろう。 また、明治日本の国内に立脚し、明治の女性誌の言説を調査することにより、明治20年代における「夫婦同姓文化」の受容について以下の知見を得た。地方の慣習に基づき、地方官庁の最高行政機関である太政官に出した伺いからみると、明治20年代の庶民			

の間には、「苗字必称義務令」と「家」意識との相互作用により、夫婦同姓の需要が生み出された。同時に、欧化主義を唱える雑誌でも、「夫婦同姓文化」がすでに登場していた。ただし、同時期において、男女平等の理由から「夫婦別姓」を擁護する立場もあり、西洋近代家族の規範により「夫婦同姓」を正当化する立場との間で、論争まで起こった。明治20年代の女性誌は、家族制度の西洋化と脱中国化を唱えたが、夫婦別姓が中国から伝来したとは主張しなかった。

雑誌の言説から一歩進み、夫婦別姓を中国の慣習と定義したのは、明治26年に発足した法典調査会における明治期の政治エリートの言説であった。最終的には、脱中国化と西洋化という時代潮流の中で、夫婦別姓システムは除外しなければならない時代遅れのものとされた。以上の知見は、現代の日本社会に影響を与え続けている夫婦同姓文化の受容は、明治20年代に端を発し、江戸時代に形成された家規範と西欧の近代家族規範の広がりとの相乗効果で、庶民や一部の知識層の支持を獲得したと同時に、脱中国化の波の中で、政治家層により正当化されたことを示唆している。明治民法が夫婦同姓文化の構築と伝統化に成功した背景には、以上のような経緯があったことが明らかになった。

第3部では、戦後民法改正過程における夫婦同姓制度の法的存続を検討した。GHQ/SCAP民政局は家制度廃止に賛成する一方で、夫婦同姓がアメリカ社会の慣習と「類似」していることを理由に、同制度を家規範から切り離した形で法的に留保した。他方、日本政府は「夫婦のいずれか一方の姓を共通姓として選択する制度」を男女平等な制度として理解し、戦後憲法の理念に適合するものと位置づけた。しかし、当時の日本社会には依然として家規範支持が根強く存在しており、結果として夫婦同姓制度の脱「家」化は実現しなかった。こうした文化的誤訳の過程を通じて、夫婦同姓制度は戦後も存続し、現代日本社会において一部の女性が不平等感を抱く構造が形成されたことが明らかになった。

以上の検討を通して、用いた史料による限界やそれに起因する残された課題はあるものの、本論文は、日本における夫婦同姓制度の明治期における成立過程と社会的受容、さらに戦後に至るまで制度が維持されてきた社会的・歴史的条件の一端を、歴史社会学の視点から明らかにした。

(論文審査の結果の要旨)

本論文を社会学分野の博士学位論文として評価できる点は、主に次の3点である。

第1に、日本において、明治期に夫婦同姓制度が成立し、戦後に同制度が維持された過程と社会的条件について、先行研究で十分に明らかにされていなかった3点、すなわち、「明治政府はなぜ夫婦同姓制度を規定したのか」「明治社会における夫婦同姓文化の受容の実態はどのようなものだったのか」「戦後における夫婦同姓制度の法的存続はどのようにして生じたのか」を、多様な一次史料により制度生成の社会的条件を検討する歴史社会学の手法によって、実証的に検討した点である。これは、歴史社会学における新たな試みとして学術的意義を有するとともに、先進諸国において夫婦同姓制度を稀に存続させてきた日本社会の構造をより詳細に明らかにするという社会的意義も有する。

第2に、多様な一次史料に基づいて実証的に示された結論の、説得性と明晰性である。結論は、主に次の3点であった。第1に、夫婦同姓制度は、明治期の1878（明治11）年から1898（明治31）年までの20年間で、とりわけ1888（明治21）年の帝国議会の速記録や、1895（明治28）年から翌年までの法典調査会の速記録などから確認できるように、「西洋化」と「脱中国化」という外交的・政治的要請に基づき、従来の「家」規範と結び付けられて「伝統」（慣習）という正当性を付与されることで、新たな「伝統」として創出された。第2に、明治20年代の雑誌記事や地方政府から中央政府に出された伺い文書などから確認できるように、一般社会においても、「苗字必称義務令」と従来の「家」規範を基盤として（雑誌記事で一部の反対意見はあったものの）夫婦同姓の慣行が明治20年代に急速に広まり受容されていた。第3に、GHQ/SCAP Recordsや公刊された関係者聞き取り資料などから確認できるように、戦後の民法改正過程では、GHQ側は「家」制度の廃止を求めつつも夫婦同姓をアメリカ社会の慣習と類似していたため法的に認め、日本政府側は「いずれか一方の姓を選ぶ」とすることで夫婦同姓制度を戦後憲法の理念に合う男女平等の制度とみなしたことによって、夫婦同姓制度は法的に維持され、「家」規範の部分的存続につながった。以上の結論は、日本の夫婦同姓制度の複雑な成立・維持の過程とその社会的条件を理解するうえで、今後の参照点となりうる新たな視点を提供した。

第3に、本論文が提供した新たな視点、すなわち、夫婦同姓制度が、「西洋化」「脱中国化」「『家』規範による正当化・受容」という3つの社会的条件に支えられて明治期に成立し、「終戦直後のアメリカ文化との類似性」「形式的男女平等」という2つの社会的条件に支えられて戦後存続したという視点は、現代日本におけ

る夫婦同姓制度に関する議論を、より深めることに貢献する可能性があるという点である。本論文はあくまで歴史社会学の論文であるため、現代日本の夫婦同姓制度について何らかの政策的含意を提示するものではない。しかし、むしろそのような、あくまで実証的立場から提供された知見こそが、政策の議論を新たな地平へと拓く可能性がある。本論文が提供した新たな知見と視点は、そのような可能性をもつものとして、現代的意義を有する。

他方で、本論文には、主に次の3点の限界や未解決の課題も存在する。

第1に、夫婦同姓制度の保留に対する戦後日本社会の認識について、考察が不十分である。今後は、戦後民法改正期の雑誌などを一次史料として分析し、夫婦同姓制度の保留に対する戦後日本社会の認識を、再検討する必要がある。

第2に、戦後の夫婦同姓制度の存続については、終戦直後の民法改正期までの過程しか検討できていない。その後、70年以上にわたって夫婦同姓制度が維持されてきた過程については、本論文では扱うことできていない。本論文で得られた、明治期から戦後民法改正期までの夫婦同姓制度の成立と維持の過程と社会的条件についての歴史社会的知見をふまえれば、戦後民法改正期以降の同制度の維持の過程と社会的条件についても、新たな視点や洞察を得ることができる可能性がある。

第3に、本論文は「夫婦同姓制度と西洋化」について試論したが、この命題をさらに実証的に検討し理論的に精緻化するには、日本社会に限定しない比較研究のアプローチ、とりわけ東アジア諸社会における比較分析が重要である。今後の課題として、たとえば日本・台湾・タイという3つの社会の比較研究を通じることで、東アジアの夫婦の姓制度の背後にある社会構造的基盤を検討することが挙げられる。

以上のように、本論文にはいくつかの限界や残された課題が存在するものの、これらの課題への取り組みは、むしろ学位申請者の今後の研究の発展に期すべきものであり、先述した、本論文の有する高い専門的・独創的価値そのものを減じるものではない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和8年1月7日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降